

学部生・大学院生対象（奨学金返還支援）

奨学金事業実施名	平成30年度 美馬市奨学金返還支援補助金
応募資格及び対象	以下の要件をすべて満たす者 (1) 美馬市の住民基本台帳に登録されていること。 (2) 高校・大学等に進学し、在学している期間に本人名義で奨学金等の貸与を受けたこと。 (3) 平成28年4月1日以降に奨学金等の返還を開始したこと。 (4) 月賦、半年賦、年賦等により奨学金等の返還を行っていること。 (5) 市税を滞納していないこと。 (6) 美馬市暴力団排除条例（平成24年美馬市条例第33号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団員密接関係者でないこと。 (7) 公務員でないこと
補助要件・金額	○対象奨学金 (1) 独立行政法人日本学生支援機構の奨学金 (2) 社会福祉法人徳島県社会福祉協議会教育支援機構 (3) その他市長が認める奨学金等※ ※ 本人名義で借入れ、返還を行っている奨学金等を指します。 ○補助額 補助金の交付申請日が属する年度に返還すべき奨学金等の返還金額の3分の1に相当する金額を交付します。（1,000円未満の端数は切り捨てます。） ただし、当該金額が10万円を超えるときは、10万円（「美馬市介護看護人材就労・定住促進助成制度」利用者は15万円）を上限とします。
願書提出日	平成31年3月15日（金）
応募書類配布先	以下のホームページからダウンロードしてください。学生生活支援グループではチラシを配付しています。 http://www.city.mima.lg.jp/iju/oa-07/oa-07-07/index.html
応募書類提出先	美馬市市民環境部 移住・定住促進課へ直接応募してください。
備考	制度の詳細は下記のHPで確認してください。 http://www.city.mima.lg.jp/iju/oa-07/oa-07-07/index.html